

嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくりの推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するため、日本国憲法、差別の解消又は人権擁護を目的とした各法令及び世界人権宣言の理念並びに同和対策審議会答申の精神にのっとり、差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消するための施策を推進し、一人一人が互いの個性や価値観の違いを認め合い、個人として尊重される「差別のない人権が尊重されるまちづくり」を実現することを目的とする。

【趣旨】

日本国憲法をはじめ、差別の解消又は人権擁護を目的とした上位法令及び理念等を列挙し、これらの法令等に基づき、差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消するための施策を推進し、基本的人権が尊重され、一人一人が個人として認められる「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現を目的として規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 差別 人間としての法で定めた権利及び人間の尊厳を不当に侵し、踏みにじる行為をいう。
- (2) 人権 人間らしく生きるために必要な全ての権利を指し、一人一人が人間として認められ、自分らしく生きることができる権利をいう。
- (3) 世界人権宣言の理念 全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であることをいう。
- (4) 同和対策審議会答申の精神 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法によって

保障された基本的人権に関わる課題である。その解決こそ国の責務であり、国民的課題とすることをいう。

- (5) 市民 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内を活動の拠点とする個人をいう。
- (6) 事業者等 市内において、営利又は非営利を問わず、事業又は活動を行うものをいう。

【趣旨】

本条例における基本となる用語について規定しています。

(基本方針)

第3条 市は、第1条に規定する「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の推進に関する施策（以下「施策」という。）の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針として、各施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の人権を尊重する視点に立って施策を推進すること。
- (2) 市の実態を踏まえた施策を実施すること。
- (3) 部落問題をはじめとするあらゆる差別を解消するための施策を講じること。
- (4) 施策を効果的に推進するため、全ての者が協働して取り組む社会を構築すること。

【趣旨】

「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の推進に関する施策（以下「施策」という。）の策定及び実施にあたり、その基本的な方針を示し、各施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うことを規定しています。

(実施計画)

第4条 市長は、施策を総合的かつ計画的に推進するため、嘉麻市

人権教育・啓発実施計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 実施計画は、前条に定める基本方針に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本方針に関する課題目標
 - (2) 基本方針に関する個別事業
 - (3) その他基本方針に関する施策を総合的かつ長期的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、実施計画を策定するに当たっては、あらかじめ第12条第1項に規定する嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会の意見を求めなければならない。
- 4 市長は、実施計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

【趣旨】

施策の推進にあたり、具体的方策として実施計画の策定を規定しています。この実施計画を策定するにあたり、市長の諮問機関である「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会」の意見を聴いて策定すること、及びこれを市民に公表することを規定しています。

（市の責務）

第5条 市は、施策を積極的に推進しなければならない。

- 2 市は、施策の推進に当たっては、関係機関及び事業者等と連携を図り、市民と協力し、効果的な施策の推進を図るものとする。

【趣旨】

施策の推進にあたり、関係機関及び事業者等との連携を図り、市民と協力し、効果的な施策を積極的に推進することを市の責務として規定しています。

(市民及び事業者等の責務)

第6条 市民は、市が行う施策に協力するとともに、自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別の解消に努めるものとする。

2 事業者等は、市が行う施策に協力するとともに、事業活動を行う上においてあらゆる差別の解消に努めるものとする。

3 市民及び事業者等は、あらゆる差別並びに人権侵害の行為並びに差別事件及び事象の発生を助長する行為をしてはならない。

【趣旨】

市民及び事業者等は、市が行う施策に協力し、あらゆる差別の解消に努めること、人権侵害の行為及び差別事象の発生を助長する行為をしてはならないことを規定しています。

(教育及び啓発)

第7条 市は、「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現のため、教育及び啓発の充実を図るものとする。

【趣旨】

差別のない人権尊重のまちづくりの実現のためには、差別に対し正しい理解をすること、誤解や偏見を解消することが必要です。そのために重要となる教育及び啓発の充実を規定しています。

(実態調査等)

第8条 市は、施策を推進するに当たり必要に応じ、実態調査等を行うものとする

【趣旨】

市の実態に即し効果的な施策を推進するため、必要な情報の収集及び調査を行うことを規定しています。

(相談体制の充実)

第9条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

2 市は、差別事象等の発生を知り得たときは、事実確認のための報告を求めるなど、必要とされる対応に努めるものとする。

【趣旨】

あらゆる差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実、及び差別事象等が発生した際に必要とされる対応に努めることを規定しています。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民及び事業者等に対し、あらゆる差別を解消するために必要な指導及び助言をすることができる。

【趣旨】

人権侵害の行為及び差別事象の発生を助長する行為を行った市民及び事業者等に対し、差別に対する正しい理解を得ること、及び誤解や偏見を取り除くことを目的とした指導及び助言を行う際の根拠となる規定を定めたものです。

(報告)

第11条 市長は、市内における差別事象について、議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

2 前項の規定による報告及び公表に関する事項は、規則で定める。

【趣旨】

市内において発生した差別事象について、議会への報告及び市民に対する公表を規定しています。報告及び公表に関し必要な事項を規則で定めることを規定しています。

(審議会の設置)

第12条 市長は、施策の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1) 施策の推進に関する事項

(2) 「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現のための教育及び啓発の推進に関する事項

(3) 同和対策事業の推進に関する事項

(4) その他「差別のない人権が尊重されるまちづくり」の実現に関し、市長が必要と認める事項

【趣旨】

施策及び教育並びに啓発の推進を図るため、市長の諮問に応じ調査審議する機関として「嘉麻市差別のない人権が尊重されるまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）を設置することを規定しています。審議会において審議する内容について規定しています。

(審議会の組織等)

第13条 審議会は、部落問題をはじめ人権問題に関する学識経験を有する者を含む委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

4 その他審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

市長の諮問機関である審議会の組織等について規定しています。その他の審議会の運営に関し必要な事項を規則で定めることを規定しています。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定しています。